

マイナンバー制度が はじまります



マイナちゃん

マイナンバーは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号です。
マイナンバー制度は、複数の機関に存在する個人情報が、同じ人の情報であることを確認するための基盤です。
「国民の利便性の向上」、「公平・公正な社会の実現」、「行政の効率化」のために実施されます。

通知カードは届いていますか？

マイナンバーの「通知カード」の初回送付は27年中に終了しています。27年10月5日以降に住所変更などをしていないのに、通知カードを受け取っていない人は、市民課で受け取りの手続きをしてください。



受取場所

- 市民課（市役所別館1階）
- 受け取りに必要な物
本人確認書類（公的機関発行の顔写真付きの物）
- ※健康保険証、年金手帳など顔写真がない書類は2点必要
- ※有効期限内の書類に限る
- ※代理人が受け取る場合は、本人と代理人の本人確認書類、本人が作成した委任状が必要
- ◆通知カードは居所（現在住む場所）でも受け取りが可能

対象

- 東日本大震災による被災者
- DV、ストーカー行為、児童

- 虐待などの被害者
- 一人暮らしで、長期間医療機関・施設などに入院・入所している人
- 申請方法
居所情報登録申請書を住民票のある市区町村に提出（郵送可）
- ※申請書は市民課で配布。市ホームページまたは総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/）からもダウンロード可
- 問合せ先 市民課
☎06(6902)5970

個人番号カードの交付が始まります

◆個人番号カードとは

マイナンバー、氏名、住所、生年月日、性別、写真などが券面に記載され、公的な本人確認書類となります。申請は任意です。

個人番号カード裏面のマイナンバーは特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）となり、利用できる事務は限られます。むやみに他人に知らせないようにしましょう。



- 申請方法 マイナンバーの「通知カード」に同封の個人番号カード交付申請書を地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に郵送
- ※インターネット申請も可
- ※申請書の氏名、住所を必ず確認。内容に変更がある場合は市民課に問い合わせ
- ※申請書がない場合は、市民課

- で配布。個人番号カード総合サイトホームページ（<https://www.kojinbango-card.go.jp/>）からもダウンロード可
- 個人番号カードの交付場所
市民課（市役所別館1階）
- ◆個人番号カードでできること
- 公的な本人確認書類として使用可
- 個人番号を証明するカードとして使用可
- コンビニ交付サービスなどで使用可
- 問合せ先 市民課
☎06(6902)5983

マイナンバー総合フリーダイヤル

内閣府では、新たにマイナンバーについてのフリーダイヤルを開設しました。通知カードや個人番号カードに関することや、そのほかマイナンバー制度についてお答えします。

☎0120(95)0178

※時間は午前9時30分～午後10時（27年12月29日～28年1月3日を除く）

※土・日曜日、祝日は午後5時30分まで

- ◆一部IP電話などフリーダイヤルに繋がらない場合（有料）
- 【マイナンバー制度について】
☎050(3816)9405
- 【通知カード・個人番号カードについて】
☎050(3818)1250
- ◆英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応フリーダイヤル
- リーダイヤル
【マイナンバー制度について】
☎0120(0178)26
- 【通知カード・個人番号カードについて】
☎0120(0178)27
- ※英語以外の言語は平日午前9時30分～午後8時（土・日曜日、祝日は午後5時30分まで）

マイナンバーが必要な手続き

1月から、社会保障や税などに関する行政手続でマイナンバーが必要になります。マイナンバーを利用する手続では、「マイナンバーが正しいかどうかの確認（番号確認）」と「マイナンバーの提

供者の身元が正しいかどうかの確認（身元確認）」が必要です。マイナンバーの確認などが必要な手続 下表1参照
表1の手続きに必要な書類など 下表2・3参照

【表1】マイナンバーが必要な主な手続と担当課

手続	担当課
寄附金税額控除に係る申告特例申請	秘書広報課 ☎06(6902)5536
市税に関する各種申請・申告など	課税課【税制・市民税担当】 ☎06(6902)5898
固定資産税（償却資産）の申告	課税課【固定資産税担当】 ☎06(6902)5918
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の申請	地域福祉課 ☎06(6902)6093
障害者総合支援法に基づく支援、児童福祉法に基づく障がい児通所支援に関する各種申請	障がい福祉課【支援グループ】 ☎06(6902)6054
特別障がい者手当などの給付に関する各種申請	障がい福祉課【給付・医療グループ】 ☎06(6902)6154
身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律などに基づく支援に関する各種申請	健康保険課 ☎06(6902)5697
国民健康保険・後期高齢者医療保険の高額療養費等各種給付の申請・資格取得など各種届出	こども政策課 ☎06(6902)6186
児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当・未熟児養育医療給付に関する各種申請	保育幼稚園課 ☎06(6902)6757
保育所などの利用に関する申請	

※上記以外の手続きでもマイナンバーが必要な場合あり

【表2】表1の手続きを本人が行う場合の必要書類（①②の確認が必要）

①申請者本人のマイナンバーの確認
◆次のいずれか1点を持参
○個人番号カード
○通知カード
○個人番号が記載された住民票の写しまたは住民票記載事項証明書
②申請者本人の身元確認
◆次の顔写真付き証明書のいずれか1点を持参
○個人番号カード
○運転免許証
○運転経歴証明書
○旅券（パスポート）
○身体障害者手帳
○精神障害者保健福祉手帳
○療育手帳
○在留カード
○特別永住者証明書など

※表2・表3以外の書類などで確認できる場合あり

【表3】表1の手続きを代理人が行う場合の必要書類（①～③の確認が必要）

①代理権の確認
◆任意代理人の場合…委任状
◆法定代理人の場合…戸籍謄本など
②代理人の身元確認
◆次の顔写真付き証明書のいずれか1点を持参
○個人番号カード
○運転免許証
○運転経歴証明書
○旅券（パスポート）
○身体障害者手帳
○精神障害者保健福祉手帳
○療育手帳
○特別永住者証明書など
③申請者本人のマイナンバーの確認
◆次のいずれか1点を持参
○個人番号カード
○通知カード
○個人番号が記載された住民票の写しまたは住民票記載事項証明書

マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘および個人情報の取得に注意

マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報を詐取しようとする電話やメール、手紙、訪問などに関する情報が、内閣府コールセンターや地方公共団体、消費生活センターなどに寄せられています。また、実際に

金銭をだましとられた事例も報告されています。

マイナンバー制度をかたる不審な電話やメール、手紙、訪問などには十分にご注意ください。また、不審な電話などを受けた場合は、門真市消費生活センターにご連絡ください。

通報・問合せ先
門真市消費生活センター
☎06(6902)7249